

(1) 未成年被後見人の戸籍に未成年後見人の本籍等が記載されることの見直し

1 意見内容

家庭裁判所から未成年後見人として選任され、就任すると、未成年被後見人の戸籍には未成年後見人の氏名、本籍地等が記載され、その記載は後見終了後も残る。このため、弁護士、司法書士、社会福祉士等（以下「専門職」という。）の中には、他人の戸籍に自分の個人情報である本籍地が記載されることに抵抗感を抱き、未成年後見人になりたがらない者もいる。

また、未成年後見人は、後見に関するトラブルの発生により、未成年者又はその関係者（親権を喪失させられた親など）から危害を加えられる可能性があり、未成年被後見人の戸籍に記載された未成年後見人の本籍地の情報から自宅住所を調べられ、家族にも危険が及ぶおそれもある。

一方、成年後見人については、その氏名、自宅又は事務所の住所、事務分掌等を登記する制度が設けられていることから、登記事項証明書により事務分掌の内容を確認できる。

しかし、未成年被後見人については、このような登記制度は設けられておらず、未成年被後見人の戸籍には未成年後見人の事務分掌の内容までは記載されていないため、戸籍謄本だけでは証明機能を十分に果たせない状況となっている。

上記の現状を踏まえ、未成年被後見人の戸籍に未成年後見人の本籍地が記載されることにより自宅情報や家族関係などの個人情報が知られてしまう仕組みを見直し、成年後見人と同様に登記制度とすべきである。

(注) 本件は、鳥取行政監視行政相談センターが受け付けた委員意見である。

2 調査結果

(1) 未成年後見制度

ア 未成年後見の概要

未成年後見制度は、未成年者の親権を行う者が死亡、行方不明等ではなくなった場合又は親権を行う者が管理権を有しなくなった場合に、家庭裁判所が未成年後見人を選任し（注1）、未成年者の身上監護（注2）や財産管理（注3）を行わせることで未成年者を保護するものである。

(注1) 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言により未成年後見人を指定することもできる。

(注2) 未成年被後見人の監護・教育、居所の指定、懲戒、職業の許可、未成年者の婚姻外の子に対する親権の代行

(注3) 未成年被後見人の財産を管理すること。財産上の行為（契約など）について未成年者を代理すること。また未成年者がこれを行うことに同意を与えることなど
選任の申立ては、本人、親族又はその他の利害関係人（児童相談所長

や里親等)が行い、未成年後見人は、原則として、後見の終了(未成年被後見人が成年に達する又は婚姻や養子縁組をする)まで後見事務を行う。

イ 未成年後見人の選任等の手続

未成年後見人が選任されると、下記の手順により、未成年後見人選任の裁判確定日、当該未成年後見人の氏名、本籍等が未成年被後見人の戸籍に記載される。

- ① 家庭裁判所が未成年後見人の選任の審判を行い、当事者(未成年被後見人及び未成年後見人)に対し、審判書による審判の告知を行う。
- ② 審判の後、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第116条に基づき、裁判所書記官が未成年被後見人の本籍地の市区町村役場に戸籍の記載を嘱託する。
- ③ 上記②の嘱託を受けた自治体は、戸籍に未成年者の後見に関する事項を記載する。

ウ 戸籍に記載される事項

戸籍に記載される事項は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第13条並びに戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第30条、第33条及び35条により定められており、未成年の後見に関する具体的な記載例は、戸籍法施行規則付録第7号及び第25号、平成2年3月1日付け法務省民二第600号民事局長通達及び平成6年11月16日付け法務省民二第7000号民事局長通達において示されており、未成年後見人(法人を除く。)選任の裁判確定による嘱託(親権喪失及び親権停止の場合)においては、未成年後見人選任の裁判確定日、未成年後見人の氏名、未成年後見人の戸籍の表示(本籍地及び筆頭者氏名)、及び記録嘱託日が記載事項となっている。

エ 未成年後見人の公示方法

未成年後見人に就任した専門職がその職務を遂行するにあたり、第三者に未成年後見人であることを証明する必要がある場合は、未成年被後見人の戸籍謄(抄)本を利用するとされており、戸籍の記載が完了するまでの間は審判書謄本を利用することとされている。

審判書には、家事事件手続法第76条第2項により、主文、理由の要旨、当事者、法定代理人及び裁判所が記載されることになっており、鳥取行政監視行政相談センターが提出委員から入手した審判書謄本には、未成年後見人に関する事項として、氏名、住所、事務分掌の内容及び裁判確定日が記載されていた。なお、提出委員によると、審判書謄本に記載される専門職の住所は、実務上の取扱いとして自宅若しくは事務所又はその両方のいずれかを選ぶことができるとしている。

オ 未成年者の後見終了後の措置

未成年者の後見は、未成年被後見人が成年に達し、又は婚姻や養子縁組をすることにより終了し、その場合、未成年後見人からの後見終了届又は未成年被後見人からの申出に基づく市区町村限りの職権記載により、後見終了の記載がされることが通常であるが、その際においても、未成年被後見人の戸籍に記載された未成年被後見人に関する事項の記載自体が消除されるわけではない。

ただし、婚姻等で、新戸籍が編製され、又は他の戸籍に入る者について、成年になった者の後見に関する事項は、新戸籍又は他の戸籍に記載されない（戸籍法第39条第1項第5号）。

カ 未成年後見人選任事件の事件数等

未成年後見人選任事件の事件数（新受件数）は、直近数年間は、横ばい若しくはやや減少傾向にある（H26年度：2,150件、H27年度：2,295件、H28年度：2,088件）。

未成年後見人の内訳として、専門職後見人が何人選任されたか等の統計について、裁判所では集計していないが、例えば、大阪弁護士会に対して大阪家庭裁判所から未成年後見人等の推薦依頼がなされた件数は、年々増加している（H23年度：13件、H24年度：24件、H25年度：36件、H26年度：48件）。また、平成23年までのものであるが、司法書士が未成年後見人になった件数は、全国でH18：3件、H19：17件、H20：9件、H21：11件となっており、平成23年時点で未成年後見人に就任している件数は29件であった。

(2) 現状の問題点等

ア 他人の戸籍に自分の個人情報に記載され、後見終了後も当該情報の記載が残ることについての忌避感

未成年後見人の場合は、未成年被後見人の戸籍に個人情報である自分の氏名及び本籍が記載され、後見終了後も残ることになるため、こうした取扱いに忌避感を抱く専門職もあり、専門職が未成年後見人を引き受ける上での障害になっているとの意見がある。

イ トラブル発生時における未成年後見人又はその家族への危害のおそれ

未成年後見人は、後見に関するトラブルの発生により、未成年被後見人又はその関係者（親権を喪失させられた親など）から危害を加えられる可能性があり、未成年被後見人の戸籍に記載された未成年後見人の本籍地の情報から自宅住所を調べられると、家族にも危険が及ぶおそれがあるとしている。

提出委員によると、本籍地から住所を探索する方法について、自治体の窓口で「戸籍の附票」（該当市区町村に本籍がある者の住所履歴に関する記録）を取得することにより可能となるとしており、第三者が委任状を偽造しても自治体の窓口ではその真偽を判断することはできな

いとしている（注）。

また、提出委員の実体験として、司法書士である当該委員が未成年後見人に就任した際、財産管理の事務を原因とするトラブルで、未成年被後見人が事務所に押しかけて来て、暴力を振るわれそうになったとしている。この時は、未成年被後見人が自宅住所を調べることまではなかったものの、今後、自宅の家族に危険が及ぶのではないかとの危機感を持ったとしている。

なお、鳥取行政監視行政相談センター及び行政相談管理官室の担当者がインターネットで検索する限りにおいては、未成年後見人本人やその家族に危害が加えられたとする事例や統計データは確認できず、また、鳥取家庭裁判所の担当者や鳥取県司法書士会の会長は、該当するような事例やトラブルに関する報告は受けた記憶がないとしている。

（注）戸籍の附票の写しの交付については、本人、配偶者、直系尊属、直系卑属のほか、自己の権利を行使する第三者からの請求、公用請求、弁護士等の職務上の請求が住民基本台帳法上認められている（住民基本台帳法第20条）。第三者請求の場合は、請求理由に係る資料等の提示が必要とされている。

（注）戸籍の附票の写しや住民票の発行を制限してもらう支援措置の手続を市区町村に申請することもできるが、これは実際に被害があるということが前提となっており、被害があるおそれであれば、正式に止めることはできない。また、発行制限の手続を行えば、代理人であっても証明書の発行は行わない。

（注）未成年後見人とのトラブルについて、委員によると、本人が司法書士等の事務所に押しかけたことはあった（司法書士事務所の住所が分かっているのでこれは防ぎようがない。）模様であるが、本人や本人の親が自宅に押しかけるようなことがあったか、実際に起きた事例は見つけられなかった。

ウ 未成年被後見人の戸籍謄（抄）本の記載だけでは第三者への証明機能が不十分

未成年後見人としての事務を金融機関の窓口で行う際、未成年後見人であることを証明するため、未成年被後見人の戸籍謄（抄）本を利用することとなるが、未成年後見人の事務分掌が定められた場合であっても、事務分掌の内容が記載されていないため、別途、審判書謄本を用意して併用する必要がある。

なお、未成年後見人が1名である場合には、事務分掌の定めは行われないことから、未成年後見人であることを証明するため、未成年被後見人の戸籍謄（抄）本のみを準備することとなる。

3 関係機関（法務省）の意見

(1) 未成年後見制度を成年後見制度と同様に登記制度とすることについて

未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに開始されるものであり、親権に代わるも

のとしての未成年者の法定代理人に関する事項であることから、親族的身分関係を登録する戸籍に記載されることが相当である。

未成年後見について、戸籍でなく成年後見登記のように別の方法で公示すると、当該未成年者について、親権や法定代理権を行使する者が戸籍のみで判明しないという不都合が生ずることとなる（注1）。

なお、成年後見については、親権に代わるものとしての性質を有していないことはもとより、被後見人の意思能力が不足していることが戸籍に記載されることに対して、本人及び親族からの強い抵抗があったことなどから、別の登記制度としたものである。

これに対し、未成年後見については、上記のとおり親権の代わりとなるものであることから親族的身分関係を登録する戸籍に記載されることになじむものであり、未成年者であるが故に能力が不足しているのは当然であるから、その能力の不足を補う後見人が戸籍に記載されることに抵抗は少ないものと考えられる。また、前記2(1)オのとおり、未成年後見は成年に達し、又は婚姻や養子縁組をすることにより終了し、その後に新戸籍が編製され、又は他の戸籍に入った場合、当該戸籍に未成年後見の事項が記載されることはない。

加えて、戸籍は原則非公開であることから、未成年後見人の住所や家族関係の調査を戸籍謄本等からすることは困難であると考えられる（注2）。

以上の事情によれば、未成年後見については戸籍に記載することが相当であり、成年後見制度と同様の登記制度とすることは相当でない。

（注1） 具体的には、例えば、①未成年者が一人暮らしのために賃貸マンションを契約する際に親権者が法定代理人として同意する場合、②親権者が法定代理人として訴訟を提起する場合などにおいて、親権停止の審判を受けた父又は母に代わって法定代理権を行使する者がいるのかいないのかが戸籍のみで判明しないことから、親権について厳密な証明を必要とする場合には、父又は母であることを公示している戸籍に加えて、未成年後見が開始していないことの証明が必要となってしまうなどの不都合が生ずることとなる。

（注2） 平成19年の戸籍法改正により、戸籍情報の公開が制限され、第三者から戸籍謄本等の請求をする場合には、第三者が戸籍情報を必要とする理由（例えば、債務者の相続人を特定する等自己の権利を行使するのに必要がある等）を厳格に審査しており、未成年被後見人の戸籍謄本等を容易に取得することはないものと考えられるほか、そもそも住所探索の目的による戸籍謄本等の請求は認められていないことから、未成年後見人の住所や家族関係の調査を戸籍謄本等からすることは困難であると考えられる。

(2) 未成年者被後見人の戸籍に記載される内容を裁判確定日及び事件の表示のみとし、第三者への証明は、未成年者被後見人の戸籍謄（抄）本と審判書謄本を併用することについて

例えば、未成年者に対し、自己の権利を行使しようとする第三者が、未成年者の法定代理人を特定しようとした場合、当該法定代理人が親権者で

ある場合には、戸籍の記載のみで親権者が誰であるかが特定できるのに対し、当該 法定代理人が未成年後見人である場合において未成年後見人の氏名及び本籍が表示されていないときは、戸籍の記載からは未成年後見人が誰であるのか判明しないばかりか、当該第三者が審判書謄本を取得することも困難であると思料されることから、当該法定代理人を特定できない事態が生じることが考えられる。

また、未成年後見は、裁判所による選任のほか、遺言によっても指定することができる（民法第839条）ところ、遺言によって指定された未成年後見人（審判されない案件）との記載内容の平仄についても慎重に検討する必要がある。さらに、戸籍の取扱いにおいては、そもそも戸籍に記載されていない法人等の場合を除き、戸籍の表示及び氏名で個人を特定することとされているところ、そのような従前からの戸籍の取扱いを変更することについては、親権者等未成年後見人以外の者との記載内容との平仄からも、慎重に検討する必要がある。

以上の事情によれば、未成年後見人に関する公示について戸籍及び審判書謄本を併用する方法とすることは相当でない。

(3) 未成年者被後見人の戸籍に記載される内容を未成年後見人の氏名のみ（未成年後見人の戸籍を削除）とし、第三者への証明は、未成年者被後見人の戸籍謄（抄）本と審判書謄本を併用することについて

上記(2)と同様、例えば、未成年者に対し、自己の権利を行使しようとする第三者が、未成年者の法定代理人を特定しようとした場合、当該法定代理人が親権者である場合には、戸籍の記載のみで親権者が誰であるかが特定できるのに対し、当該 法定代理人が未成年後見人である場合において未成年後見人の本籍が表示されていないときは、戸籍の記載からは未成年後見人が誰であるのか判明しないばかりか、当該第三者が審判書謄本を取得することも困難（そもそも氏名のみからでは審判書の特定すら困難）であると思料されることから、当該法定代理人を特定できない事態が生じることが考えられる。

また、未成年後見は、裁判所による選任のほか、遺言によっても指定することができる（民法第839条）ところ、遺言によって指定された未成年後見人（審判されない案件）との記載内容の平仄についても慎重に検討する必要がある。

さらに、戸籍の取扱いにおいては、そもそも戸籍に記載されていない法人等の場合を除き、戸籍の表示及び氏名で個人を特定することとされているところ、そのような従前からの戸籍の取扱いを変更することについては、親権者等未成年後見人以外の記載内容との平仄からも、慎重に検討する必要がある。

以上の事情によれば、未成年後見人に関する公示について戸籍及び審判書謄本を併用する方法とすることは相当でない。

(4) 未成年者被後見人の戸籍に記載することになっている未成年後見人
(専門職)の本籍を事務所所在地でも可能とすることについて

上記(1)のとおり、未成年後見は、親権に代わるものとして未成年者の法定代理人に関する事項であることから、親族的身分関係を登録する戸籍に記載されることが相当とされたものである。

そして、戸籍の取扱いにおいては、そもそも戸籍に記載されていない法人等の場合を除き、戸籍の表示(戸籍の筆頭に記載された者の氏名及び本籍。戸籍法第9条)及び氏名によって個人を特定する取扱いとされている(注1)。

戸籍の表示及び氏名によって個人を特定することは、身分関係の変動、転籍等により未成年後見人の本籍又は氏名が変更された場合であっても、未成年後見人の同一人性の確認が容易かつ確実(注2)であることから合理的であり、さらに、戸籍制度における人の特定は、可能な限り戸籍制度の情報によるのが相当である。また、本籍と住所は必ずしも一致する必要はないため、住所が必ず特定されるということはない。

他方、仮に、本籍の代わりに住所を戸籍に記載することとした場合、自宅情報が知られてしまい、未成年後見人又はその家族への危害の可能性は高まるものと考えられる。また、住所移転、身分関係の変動等により、未成年後見人の住所又は氏名が変更された場合、未成年後見人の同一人性の確認は困難となることが考えられる(変更後期間が経過するほど困難度は高まるものと考えられる。)

以上の事情によれば、そもそも未成年後見人の住所を戸籍に記載することは相当ではなく、本籍を記載することが最も相当である。

さらに、弁護士等の専門職であっても、法律的には飽くまで個人として未成年後見人に選任されている(仮に弁護士の資格を喪失したとしても未成年後見人の地位は失わない。また、戸籍に「弁護士」等の資格は記載されない。)ことからしても、専門職のみについて住所ではなく事務所所在地とするという異なる扱いをすることには合理性が認められない(注3)。

また、仮に、専門職の事務所所在地が戸籍に記載され、後日事務所所在地が変更している場合、弁護士等の所属する会に照会でき得るとしても、そもそも、当該未成年後見人が専門職であるのか、専門職であるとしてもどの資格を有しているのかについては、戸籍の表示からは判明しないことから、未成年後見人を正確に特定することには困難が伴うものと考えられる上、可能性は低いものの、仮に資格を喪失している場合、特定がより困難になることが想定される。

以上の事情によれば、専門職である未成年後見人についての記載において本籍の代わりに事務所所在地でも可能とすることは相当でない。

(注1) 法人が未成年後見人に選任された場合には、法人の本籍は存在しないことから、法人の住所が戸籍に記載されるが、個人の場合には本籍が記載される。弁護士法人等が未成年後見人に選任された場合は、当該法人の住所が記載されることとなる。

(注2) 身分関係の変動、転籍等により未成年後見人の本籍又は氏名が変更された場合であっても、当該変更事項は全て戸籍に記載される事項である。なお、除籍簿の保存期間は150年間である。

(注3) 成年後見登記制度においても、飽くまで住所を記録することとされており（後見登記等に関する法律第4条第1項第3号等）、家庭裁判所からの嘱託書に記載された住所を記録しているにすぎない。

(5) その他

上記(1)ないし(4)の具体的な改善方策の検討に当たっては、裁判所のみで判断で裁判所の内部規程を見直す場合を除き、裁判所との調整が必要となる。

4 関連する議論、意見等

(1) 国会での議論

委員意見と類似の意見は、平成23年通常国会における民法一部改正に係る審議において、参考人（弁護士、里親協会）からも述べられ、同法審議の際にも議員から質問があったものの、法務大臣から消極的な答弁がなされ、改正等の特段の措置は行われなかったところである。また、付帯決議事項にもあげられていない。

【法務大臣答弁】

(略) なかなか、分かりました、やりましょうというわけには行かない課題で、というのは、未成年者が契約する場合、もしその親権の在り方、後見があるかどうかということ^①を別簿冊にしますと、未成年者で後見人が付いている者はそれをくっつけるという選択ですが、逆に今度、未成年者で後見が付いていない場合、これも、そういう後見というような別簿冊には何の記載もありませんということ^②を付けなければ契約できないことになってしまっていて、子の利益はもちろん子の利益なんです、後見が付いていない子の方に大変な負担を掛けるといったことも出てくるわけでごさいます、そうした辺りを総合的に勘案しながら検討をさせていただきたいと思えます。

(参考考察)

- 1 未成年後見人の公示方法を登記にした場合には、親に関する事項は戸籍に、未成年後見人に関する事項は登記に記載されることになると思われ、未成年者の親権関係・後見関係を証明する場合、戸籍謄抄本等については市区町村で、登記事項証明書については法務局でそれぞれ別の場所で取得することとなる。
- 2 未成年後見人が選任されるケースとしては、親が死亡した場合以外にも、①親が行方不明、長期不在（刑務所への入所等）、成年被後見になるといった、戸籍では親が存命しているが未成年後見人が選任されているケース、②親は死んだが祖父母に養育され未成年後見人を選任していないといった、戸籍では親がいないにもかかわらず未成年後見人が選任されていないケースもありえる。

- 3 平成 23 年の答弁では、取引の相手方に配慮しているものと見受けられる。
- (1) 戸籍と登記にそれぞれ記載される場合、親が行方不明等の場合（上記 2 ①のケース）は、戸籍に親が生存中であることとなっているため、戸籍を見るだけでは親権が親にあるように見える。そのため、この場合には未成年後見人が選任されているかどうか確認するため、登記事項証明書も必要になる。一方、親と一緒に生活しているといった通常のケースでも、上記 2 ①のようなケースも考えられることから、証明書類としては、戸籍のほかに、未成年後見人が選任されていないことを証明するものも必要となり、結局のところ、2 種類の証明書が必要になる。
- (2) 親は死んだけれども未成年後見人が選任されていないケースの場合（上記 2 ②のケース）、登記されていないことの証明書と戸籍を提出しても契約の相手方不明であるため、未成年後見人を選任してもらう契機となる。
- 4 結論として、戸籍と登記に分けた場合、親権者等の証明については、証明書類を戸籍と登記と 2 種類準備することとなり、2 種類準備することは、証明書類を準備する未成年者側でも負担となり、また、取引の相手方でも見るべき書類が増えることとなるため、一つにまとめたほうが、円滑な取引を行うことができるということとなる。

(2) 関係団体（日本弁護士連合会）の意見

日本弁護士連合会は、平成 24 年 2 月 16 日に、上記(2)に類する意見を法務大臣及び最高裁判所長官に提出している（「未成年後見制度をより使いやすくするための制度改正と適正な運用を提案する意見書」）。

※ 内容（抜粋）

第 1 意見の趣旨

戸籍制度を変更し、未成年被後見人の戸籍に後見人の戸籍事項が掲載されないような仕組みを作るべきである。

第 2 意見の理由

未成年被後見人の戸籍に未成年後見人の戸籍事項が掲載されることには、弁護士が後見人に就任する際の心理的な抵抗が大きい。とりわけ、親権を喪失させられた親が生存している場合などは、未成年後見人に対して攻撃的な行動に出るおそれもあり、自宅住所や家族関係は秘匿しなければ危険である。また、親が生存していなくても、親族との間で専門職後見人が対立関係になり得るのであり、専門職後見人の個人情報を知られることには一般的に躊躇があるものである。（中略）

専門職として登録された事務所の情報を登記すれば足りるような戸籍実務の変更が必要である。

(3) 法務省での法制審議会での議論

平成 22 年 6 月 4 日に行われた法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会第 3 回会議において、同部会の幹事であった磯谷幹事（上記(1)の国会で発言のあった弁護士）から、委員意見と類似の発言があった。

【発言内容】

(略) 例えば事務所の住所だけ開示をするということでこの未成年後見人に就任することができないのかな、そういうふうなことを思っております。このあたりは私も100%運用をよく分かっていないので、ひょっとするとそういうふうな運用もあるのかもしれませんが、もし現状やはり個人の住所、個人の本籍というような形しか認められないということであれば、その点は是非修正ができないかと思っております。